

施策分析シート

No1

施策名		地域の健康と安全の確保		施策No	15-02		部課名	環境清掃部環境課	
							課長名	池田 洋子	内線 481
関連部課名									
行政評価 事業体系		分野	防災・まちづくり・環境						
		政策	地球環境にやさしいまちづくり						
目的	東京都環境確保条例、及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導等を行うとともに、住民等からの苦情相談に関する調査・指導を行い、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。								
指標	施策の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (28年度)			
	①	現象別苦情件数	156	207	160程度	140程度	住民等から寄せられた苦情		
	上位 3つ	騒音	63	85	60程度	50程度	・ 鉄道、工場等の騒音		
		振動	19	39	20程度	15程度	・ 工事、自動車等の振動		
		悪臭	40	34	30程度	25程度	・ 近隣の悪臭		
	②	低公害車導入	52.5%	66.1%	75.0%	約90%	区が管理、保有する低公害車の導入率		
	③								
④									
⑤									
現状と課題	・ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭は、いわゆる「典型7公害」と呼ばれる。 ・ 都市への人口集中や自動車の増加などにより、都市・生活型公害が発生している。 ・ 特に、騒音・振動・悪臭は、法規制により改善されているものの、生活に密着した新たな都市・生活型公害である。 ・ 快・不快といった「感覚公害」、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる迷惑住居、法令等での規制ができないドバトへの餌やりなどの問題もある。 ・ また、マンション建設工事等の反対に起因する苦情もあり、解決までに時間を要するものも多い。 ・ 隅田川の水質浄化については、「隅田川水系浄化対策連絡協議会（荒川区・中央区・台東区・墨田区・江東区・北区・板橋区・練馬区・足立区の9区で構成）」において、合同水質調査等を行っている。								
今後の方向性	・ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染については、近隣区とも連携し、全都的な取り組みに繋げることが必要である。 ・ 隅田川の水質浄化については、合同水質調査等だけでなく、河川上流自治体との交流など住民参加で自然環境を守る機運を高めていく。 ・ いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる迷惑住居、法令等での規制ができないドバトへの餌やりなどの問題、マンション建設工事等の反対に起因する苦情等については、環境清掃部だけでなく、都市整備部、土木部、区民生活部、福祉部、保健所等と問題を共有化し、連携して解決を図っていく。								

施策の優先度	優先度についての説明・意見等
C	区民の健康被害を防止する。

施策分析シート

No2

施策を構成する事務事業の優先度					
事務事業名	事務事業No	決算額（千円）		施策推進のための優先度	優先度についての説明・意見等
		平成16年度	平成17年度		
公害規制	05-01-08	234	566	A	区民の健康と安全を守るため、公害の発生源因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。
大気汚染対策費	05-01-09	5,793	1,430	C	他自治体と連携して課題解決を図る必要がある。
水質汚濁対策費	05-01-10	879	739	B	他自治体と連携して住民意識の高揚を図る必要がある。
騒音・振動対策費	05-01-11	2,094	2,078	C	公害の発生源因や、苦情の背景を分析し、課題解決を図る必要がある。
合 計		9,000	4,813		